

前受金の管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																											
<p>社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会</p>	<p>福祉サービス第三者評価事業において、施設・事業者から受審料の前払いを受けながら、次の施設・事業者については、第三者評価に先立って行う自己評価において課題事項が多数検出されたため審査の準備が整わず、第三者評価を実施できていない。 このことにより、前払いで受領した受審料が、前受金として長期にわたり滞留した状態となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="721 667 1650 1056"> <thead> <tr> <th>施設・事業者</th> <th>金額</th> <th>前受金発生日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>50,000円</td> <td>平成17年4月13日</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>50,000円</td> <td>平成17年12月26日</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>360,000円</td> <td>平成18年3月1日</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>360,000円</td> <td>平成18年3月13日</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>260,000円</td> <td>平成18年3月22日</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>260,000円</td> <td>平成18年3月22日</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>260,000円</td> <td>平成18年3月22日</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>260,000円</td> <td>平成18年3月22日</td> </tr> </tbody> </table> <p>【福祉サービス第三者評価事業】 事業者が事業運営における問題点を具体的に把握し、サービスの質の向上に結び付けることができるよう、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から事業所の運営管理や提供するサービスを評価する事業 受審申込みから第三者評価実施までの事務の流れは次のとおり。 (1) 第三者評価を受審する施設・事業者は、受審料を福祉サービス第三者評価センターに前払いする。 (2) 施設・事業者は、受審前に、大阪府が定める評価基準に基づく自己評価を行う。 (3) 施設・事業者は、(2)の自己評価において課題事項が検出された場合は、当該事項を整理する。 (4) 施設・事業者は、(3)の課題整理後、第三者評価を受審する。</p>	施設・事業者	金額	前受金発生日	A	50,000円	平成17年4月13日	B	50,000円	平成17年12月26日	B	360,000円	平成18年3月1日	A	360,000円	平成18年3月13日	C	260,000円	平成18年3月22日	D	260,000円	平成18年3月22日	E	260,000円	平成18年3月22日	F	260,000円	平成18年3月22日	<p>前払いを受けながら、長期にわたり福祉サービス第三者評価事業を実施できていないものについては、当該施設・事業者の受審意思等を再確認し、適切な是正措置を講じられたい。</p>	<p>福祉サービス第三者評価事業を長期にわたり実施できていない当該施設・事業者について、受審意思等の再確認を行ったところ、受審準備ができていない状況であった。 そのため、事業実施ができないことから、全ての当該施設・事業者に対して、平成28年3月29日付けで受審料の返金を行った。 今後は、適宜受審意思の確認を行い、適切な受審料の取扱いに努める。</p>
施設・事業者	金額	前受金発生日																												
A	50,000円	平成17年4月13日																												
B	50,000円	平成17年12月26日																												
B	360,000円	平成18年3月1日																												
A	360,000円	平成18年3月13日																												
C	260,000円	平成18年3月22日																												
D	260,000円	平成18年3月22日																												
E	260,000円	平成18年3月22日																												
F	260,000円	平成18年3月22日																												

監査（検査）実施年月日（委員：一年 一月 一日、事務局：平成27年12月15日から同月16日まで）